

平成27年10月20日招集

平成27年第13回登米市教育委員会
10月定例会議議案

登米市教育委員会

平成27年第13回登米市教育委員会

10月定例会議議事日程

日 時 平成27年10月20日（火）

午後1時30分～

場 所 中田庁舎2階201会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言（開会 午後 時 分）
- 3 前回までの教育委員会会議録の承認
- 4 教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
日程第1（報告第19号）一般事務報告について
- 6 議 事
日程第2（議案第47号）登米市学校再編検討委員会設置要綱の制定について
- 7 次回教育委員会定例会議開催日時
平成27年11月 日（午 時 分）
- 8 閉会宣言（閉会 午後 時 分）

報告第19号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年登米市教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

平成27年10月20日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

議案第47号

登米市学校再編検討委員会設置要綱の制定について

登米市学校再編検討委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

平成27年10月20日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

登米市学校再編検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 登米市において児童生徒に平等かつ質の高い教育環境の提供を図ることを目的とした学校再編を推進するため、市内各中学校区に登米市学校再編検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育長に報告する。

- (1) 当該学校区での学校再編の要・不要に関する事項
- (2) その他学校再編に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会の委員は各中学校区20人以内とし、行政関係者、学校関係者、PTA関係者等のうちから、教育長が委嘱する。

- 2 検討委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、検討委員会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務を処理するため、教育委員会教育部教育企画室に事務局を置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 27 年 月 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。